

## ○鈴鹿工業高等専門学校校友に関する規則

平成16年4月1日  
規則第41号  
最終改正平成22年2月8日

### 鈴鹿工業高等専門学校校友に関する規則

(趣旨)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、本校の充実、発展に長年寄与した者（名誉教授称号を授与された教員を除く。）について、これを鈴鹿工業高等専門学校校友（以下「校友」という。）として顕彰することができる。

(授与要件等)

第2条 校友については、本校の退職者で、次の各号の一に該当する者のうちから、運営会議の議を経て校長が決定する。

- (1) 本校の教職員として通算20年以上勤務し、本校の充実発展に多大な貢献をした者
- (2) 前号に準ずる者で貢献が特に顕著であった者

(便宜供与)

第3条 校友には、本校が発行する各種出版物の配布等による情報の提供及び本校の施設利用時などの便宜供与について配慮する。

(顕彰記の授与)

第4条 校友として決定した場合は、別紙様式による顕彰記を授与する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年2月8日から施行する。

別紙様式

第〇〇号

割印

(氏 名) 〇 〇 〇 〇 様

あなたは長年鈴鹿工業高等専門学校の充実、発展に多大な貢献をされました

よってここに鈴鹿工業高等専門学校校友に推挙しこれを顕彰します

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校 印

(備考) 横長縦書とする。